

# 退職される互助会員の皆様へ

令和6年1月  
一般財団法人愛媛県教職員互助会

皆様方には、互助会事業運営に御協力をいただき心からお礼申し上げます。

さて、令和5年度末をもって、御退職される方には、退職慰労金の請求等をしていただくこととなります。下記事項に御留意のうえよろしくお願い致します。

## 記

### 1 退職慰労金の請求について

① 対象者 会員期間が1年（掛金納入月数12月）以上で、3月末日で退職により(4月から暫定再任用または新規採用予定の会員を含む)退会される会員

※定年延長職員として引き続き勤務される方は含まれません。

② 提出書類 退職慰労金請求書（互助会給付及び貸付規程別紙様式第7号）

\*退職の翌日から国または県外の地方公共団体の職員となる会員の方  
退会（会員資格喪失）となるため、請求してください。

\*任期付職員の会員の方

任期毎ではなく最終退会時に請求してください。

### 2 提出期限・振込日

提出期限※ <sup>1</sup>	振込日	振込先
4月10日（水）までの到着分	5月10日（金）	互助会登録 口座※ <sup>2</sup>
4月11日（木）から5月20日（月）到着分	5月31日（金）	
5月21日（火）以降分 毎月20日締め切り	毎月月末	

※<sup>1</sup>退職慰労金の請求期限は3年間です。未請求の場合でも、互助会からの連絡はいたしません。御注意ください。

※<sup>2</sup>療養費補助金（令和6年3月受診分まで）等の給付もあるため、少なくとも令和6年6月末までは現在の受取口座を解約されないようお願いします。

口座を変更される場合、金融機関変更届書（互助会運営規則別紙様式第3号の4）に預金通帳等の写しを添えて、互助会に御提出ください。振り込みの通知はいたしませんので、預金通帳等で確認をお願いします。

### 3 貸付金の償還について

貸付を受けている会員の方が退会されたときは、すみやかに未償還元利金を償還していただくことになっております。（互助会給付及び貸付規程第30条第9項）

なお、借受けされている方には関係書類を3月末頃に所属所へお送りします。

### 4 結婚祝金の請求について

退職後1か月以内に結婚→**結婚祝金の請求が可能**

退職慰労金請求書の結婚予定日欄に記入をお願いします。結婚後、すみやかに結婚祝金請求書（互助会給付及び貸付規程別紙様式第5号）を提出してください。

## 【書類の提出・お問い合わせ先】

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 電話：089-943-0950

<http://www.himego.join-us.jp/>

下記注1により該当  
する方を○印で囲む

見本

普通  
特別  
任期付

退職慰労金請求書

決定額 ※ 円

会員であった者の会員番号 (共済組員証番号)	不明の場合は未記入 で構いません	退職当時の 所属コード	不明の場合は未記入 で構いません
会員であった者の氏名		退職当時の 所属所名	
加入年月日	年 月 日	会 員 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
結婚予定月日	月 日	請 求 金 額	円
備 考	退職後1か月以内に結婚の 予定がある場合は記入	空欄のまま提出	
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>令和 6年 4月 1日</p> <p>退職日の翌日以降の日を記入</p> <p>一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 様</p> <p>郵便番号 (      )</p> <p>請 求 者 住 所</p> <p>電話番号 (      )</p> <p>フリガナ 氏 名</p> <p>(会員との続柄      )</p>			
<p>4月から任用形態が変更になる 方は全員提出してください</p>			

- 注 1
- ・正規職員の方については、会員期間を通じて結婚することなく、また、扶養家族を有しない者（結婚のため退職し、1月以内に結婚した者を除く。）にあつては特別、その他の者にあつては普通を○で囲んでください。
  - ・再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、その他任期付職員の方については、任期付を○で囲んでください。
- 2 結婚予定年月日の欄は、結婚のため退職し、1月以内に結婚する者が、結婚前に請求するときに記入してください。
  - 3 会員が死亡したときは、遺族又は親族で葬儀を主宰した者に支給します。この場合には、備考欄に払渡金融機関及び口座番号を記入してください。
  - 4 遺族等が死亡弔慰金を併せて請求する場合は、添付書類を省略することができます。
  - 5 ※印欄は、記入しないでください。

